

消費者教育推進計画についての調査結果

市政モニターの皆さまを対象に 2019 年 11 月に「消費者教育推進計画」についてご意見をお聞きしました。
ご回答して頂いたモニターの皆さまには、厚くお礼申し上げます。

■有効回答率：80.5%（有効回答者数：351 人）

■有効回答者の構成割合について

男性：43.9%、女性：55.6%、無回答：0.6%

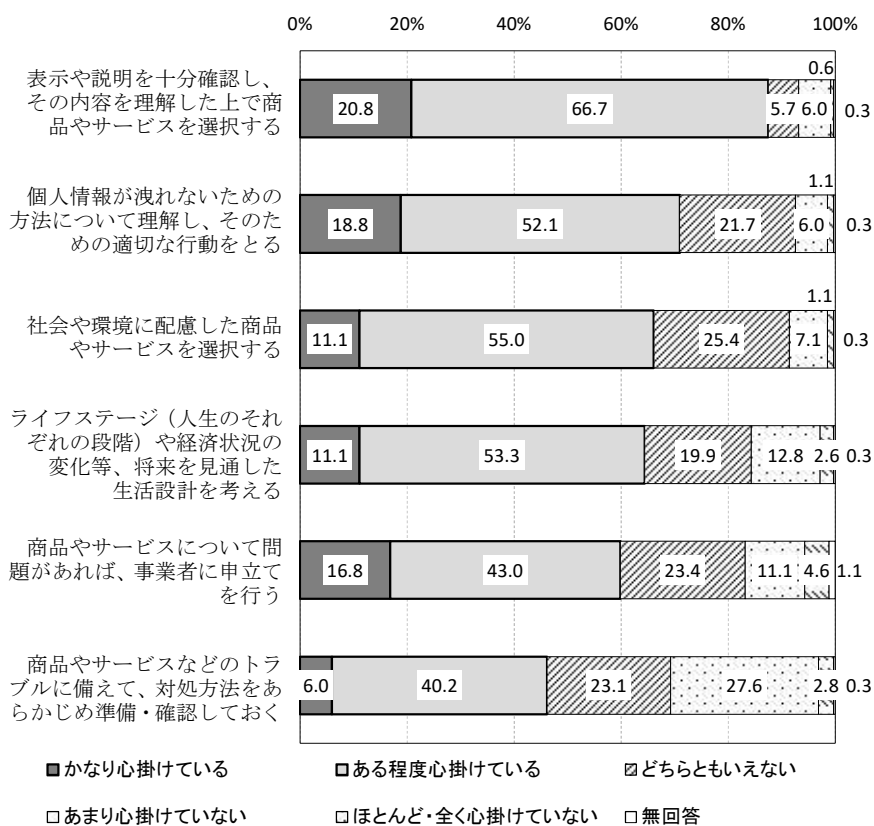
10 歳代：2.8%、20 歳代：6.3%、30 歳代：12.8%、40 歳代：18.2%、50 歳代：19.7%、60 歳代：16.0%、

70 歳代：15.1%、80 歳以上：8.8%、無回答：0.3%

【消費者生活における意識・行動について】

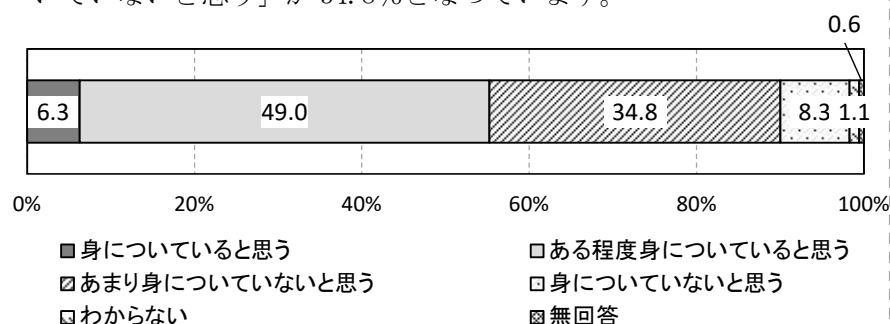
問 消費者として、これらの行動をどの程度心掛けていますか。

消費者として心掛けている行動について、「ある程度心がけている」以上の評価でみると、「表示や説明を十分確認し、その内容を理解した上で商品やサービスを選択する」が最も多く 87.5%、次いで「個人情報が出れないための方法について理解し、そのための適切な行動をとる」が 70.9%となっています。



問 悪質事業者の手口や困った時の相談窓口、クーリング・オフのことなど、消費者トラブルに関する知識や対処法が身についていると思いますか。

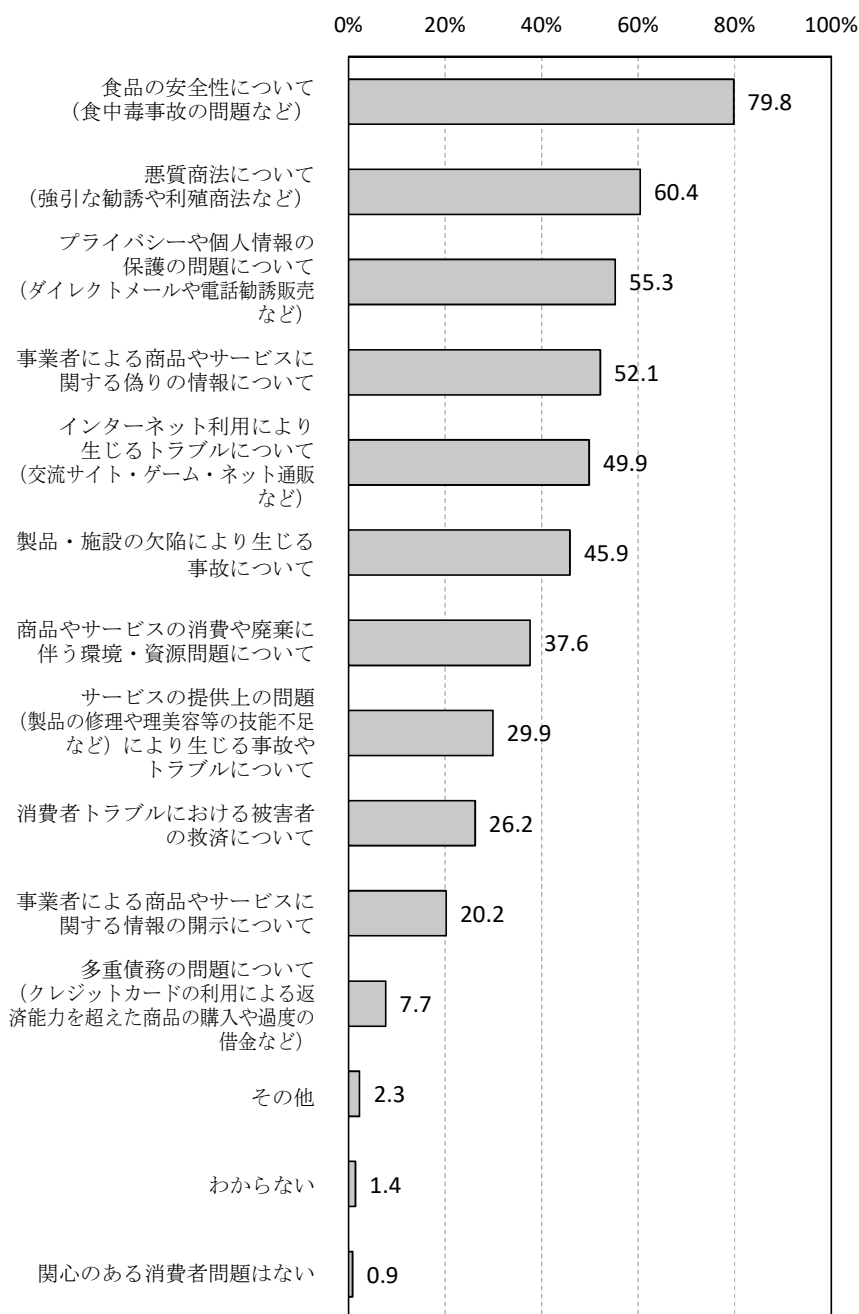
消費者トラブルに関する知識や対処法について、「ある程度身についていると思う」が 49.0%と最も多く、次いで「あまり身につけていないと思う」が 34.8%となっています。



問 どの分野の消費者問題に対して関心がありますか。

（あてはまるもの全て選択可）

関心のある消費者問題について、「食品の安全性について（食中毒事故の問題など）」が最も多く 79.8%、次いで「悪質商法について（強引な勧誘や利殖商法など）」が 60.4%となっています。

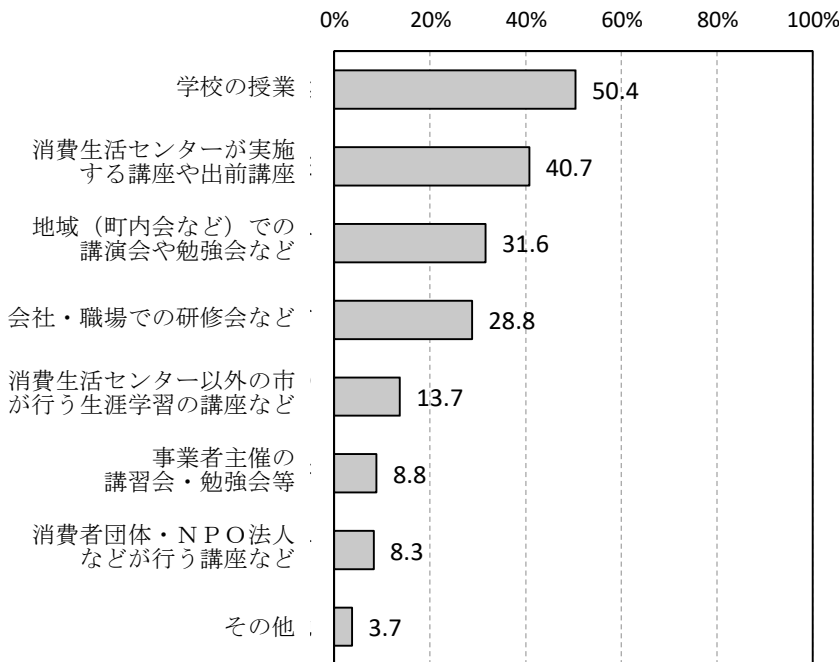


各選択肢の構成比（%）は小数点第2位以下を四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。また、「あてはまるもの全て選択可」と表記された設問は選択肢の構成比（%）の合計が 100%を超える場合があります。

**問 消費者教育を行う場として重要だと思うものはどれですか。
(あてはまるもの全て選択可)**

重要だと思う消費者教育を行う場について、「学校の授業」が最も多く 50.4%、次いで「消費生活センターが実施する講座や出前講座」が 40.7%となっています。

その他意見としては、「ネット等の場所、時間問わず見られる講座」、「市政ニュース」といった意見が挙がりました。

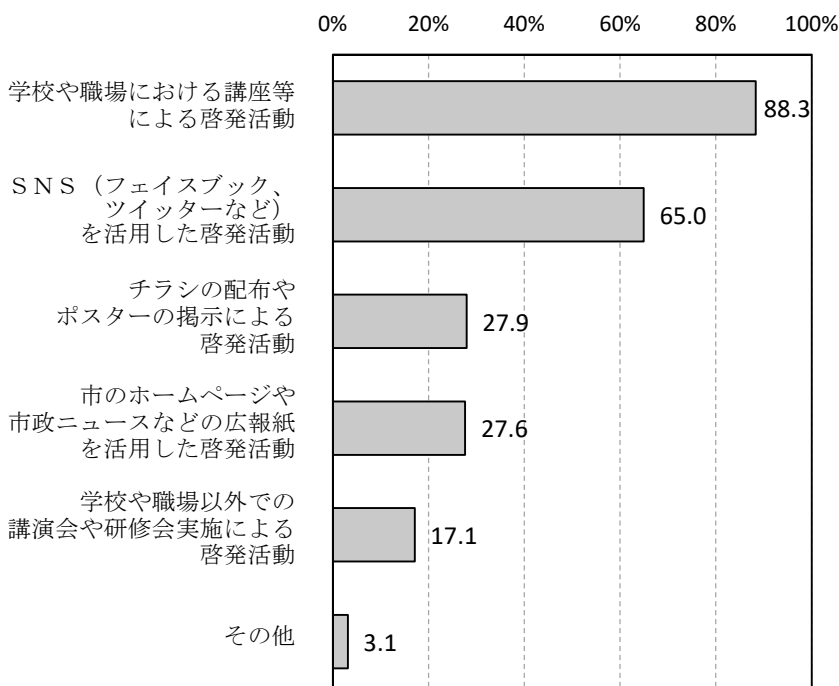


【被害予防について】

問 若年者の消費者被害を減らすために、どのような啓発活動が有効であると思いますか。(あてはまるもの全て選択可)

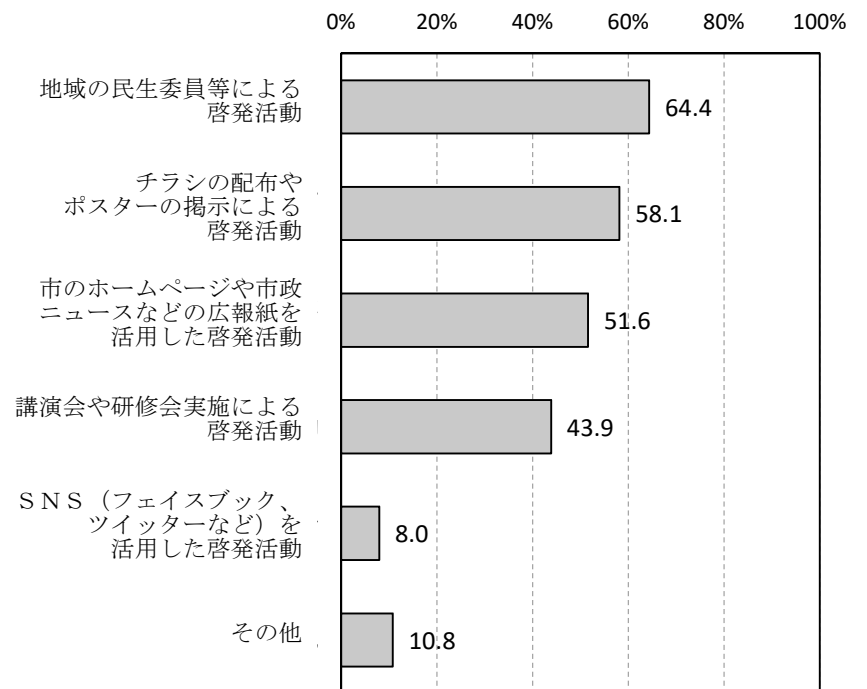
若年者へ向けた啓発活動について、「学校や職場における講座等による啓発活動」が最も多く 88.3%、次いで「SNS (フェイスブック、ツイッターなど) を活用した啓発活動」が 65.0%となっています。

「チラシの配布やポスターの掲示による啓発活動」や「市のホームページや市政ニュースなどの広報紙を活用した啓発活動」、「学校や職場以外での講演会や研修会実施による啓発活動」はいずれも 30%以下となっています。



**問 高齢者の消費者被害を減らすために、どのような啓発活動が有効であると思いますか。
(あてはまるもの全て選択可)**

高齢者へ向けた有効だと思う啓発活動について、「地域の民生委員等による啓発活動」が最も多く 64.4%、次いで「チラシの配布やポスターの掲示による啓発活動」が 58.1%となっています。若年者へ向けた啓発活動についての設問(前問)で、65.0%と多かった「SNS (フェイスブック、ツイッターなど) を活用した啓発活動」は 8.0%となっています。



【市への要望について】

問 消費者問題に対する取組として、市に望むことは何ですか。(あてはまるもの全て選択可)

市へ望むことについて、「消費者トラブルの事例などの情報提供」が最も多く 82.1%、次いで「子どもの頃からの消費者教育の機会の充実」が 61.5%となっています。

その他意見として、「商業施設のロビー等を利用した学習機会づくり」、「市政ニュースに消費者トラブルに関する事例を掲載する」、「市の行っている消費者問題への対策の周知」といった意見が挙がりました。

